

特定大規模小売店舗を設置する皆さんへ

～ 愛知県商業・まちづくりガイドラインに基づく

手続きのお願い～

この手続きは、平成20年4月1日から受付が始まります。

特定大規模小売店舗について

大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項に基づく変更の届出

を平成20年7月1日以降に行う予定の設置者の方が対象になります。

特定大規模小売店舗とは

店舗面積が3,000㎡以上の新設店舗

既存店舗で、3,000㎡以上店舗面積を増床する店舗

を指します。(名古屋市内に立地するものは除きます。)

この手続きは任意ですので、行わなかったとしても法律上の許可や届出に当たって不利な扱いを受けることはありません。

しかしながら、円滑な店舗立地と開店後の円満な店舗運営に不可欠なものですので、是非ともご協力をお願いします。

愛知県産業労働部商業流通課

本件についてご不明な点がございましたら、商業流通課街づくりグループまで、お問い合わせください。

電話 052-954-6338

FAX 052-954-6925

Email: shogyo@pref.aichi.lg.jp

出店概要書の提出

特定大規模小売店舗を設置しようとする方は、その店舗の設置に関し、

大規模小売店舗立地法の届出（予定）の3ヶ月前

建築基準法に基づく建築確認申請（予定）の3ヶ月前

都市計画法に基づく開発行為許可申請をするとき

農地法に基づく農地転用許可申請をするとき

のいずれか最も早い時期までに、出店概要書を提出してください。

（提出部数：2部（周辺2km以内に他市町村が含まれる場合は、その数を加える。）及びPDFデータ 提出先：商業流通課）

出店概要書の様式及び記載例は、県ホームページからダウンロードしてお使いください。（ホームページアドレス<http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>）

出店概要書の内容は、提出いただいた後、速やかに県ホームページで公開されますので、ご了承願います。

地域説明会の開催

出店概要書をご提出いただいた設置者の方は、その後**1ヶ月以内**に、出店を予定する市町村において、**地域説明会**を開催してください。開催回数は原則1回ですが、地域住民等の要望が強く、県または市町村が必要と認めた場合には複数回の開催をお願いする場合があります。

（**会場**）大規模小売店舗立地法に基づく住民説明会と同様に、出店地に近い場所の公民館等の施設を利用してください。会場の選定については、出店予定市町村の商業担当にご相談ください。

（**開催周知**）開催の概ね2週間前までに、出店予定市町村が指定する団体（自治会、学校、商業団体等）に連絡し、案内チラシ等を配布・回覧いただくことで周知を行います。（新聞折込の必要はありません。）また、県・市町村のホームページ等で周知の協力を行います。

（**運営**）出店概要書を提出した設置者の方に、説明会を運営していただきます。ご提出いただいた出店概要書を配布の上、出店計画をご説明ください。また、参加者の質問等には誠意を持ってご回答願います。

（**報告書の提出**）説明会終了後、概ね2週間以内に、県（商業流通課）及び出店予定市町村（商業担当課）（周辺2km以内に他市町村が含まれる場合は、その市町村を含む。）に、**地域説明会結果報告書**（様式は県ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>）からダウンロードしてお使いください。）を各1部提出してください。

現地連絡会議・県庁内連絡会議への参加

出店概要書をご提出いただいた設置者の方は、県が主催する**現地連絡会議**及び**県庁内連絡会議**にご出席いただき、出店計画の説明をしてください。

現地連絡会議は、出店概要書受領後1ヶ月以内に出店予定市町村において1回開催され、概ね1時間30分程度の内容です。構成員は、当該市町村関係課、県事務所、県建設事務所、所轄警察署等です。

県庁内連絡会議は、出店概要書受領後2ヶ月以内に県庁内において1回開催され、概ね1時間30分程度の内容です。構成員は、安全、環境、道路、建築、交通等の関係課及び警察本部関係課です。

両会議で出された関係機関からの意見・要望等は後日文書で通知しますので、その後の対応につき別途ご報告ください。

地域貢献計画書の提出

出店概要書をご提出いただいた設置者の方は、店舗の開店の6ヶ月前までに、**地域貢献計画書**を提出してください。

(提出部数：**2部**(周辺2km以内に他市町村が含まれる場合は、その数を加える。)及びPDFデータ 提出先：商業流通課)

地域貢献計画書の様式及び記載例は、県ホームページからダウンロードしてお使いください。(ホームページアドレス<http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>)

地域貢献計画書の期間は、計画書の提出日を含む事業(営業)年度を初年度として、当該年度を含む5事業(営業)年度(5年間)です。

計画期間中に、提出された計画書の内容に変更があった場合は、速やかに**地域貢献変更計画書**(様式はホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>)からダウンロードしてお使いください。)を提出してください。(提出部数及び提出先は地域貢献計画書に同じ。)

計画書に記載していただく地域貢献活動の内容は、入居テナントすべてを対象としておりますので、入居テナントとの協力体制の確立に努めてください。

継続的な地域貢献活動の実施のために、地域貢献計画書の計画期間(5事業年度)の最終年度の末日の3ヶ月前までに、次期の地域貢献計画書を提出していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

地域貢献(変更)計画書の内容は、提出いただいた後、速やかに県ホームページで公開されますので、ご了承願います。

地域貢献懇談会の開催

地域貢献計画書をご提出いただいた設置者の方は、その後**2ヶ月以内**に、出店を予定する市町村において、**地域貢献懇談会**を開催してください。開催回数は原則1回ですが、地域住民等の要望が強く、県または市町村が必要と認めた場合には複数回の開催をお願いする場合があります。なお、**前述の地域説明会や大規模小売店舗立地法に基づく住民説明会と合同で開催していただくことも可能**です。

(会場) 出店地に近い場所の公民館等の施設を利用してください。会場の選定については、立地予定市町村の商業担当にご相談ください。

(開催周知) 開催の概ね2週間前までに、出店予定市町村が指定する団体(自治会、学校、商業団体等)に連絡し、案内チラシ等を配布・回覧いただくことで周知を行います。(新聞折込の必要はありません。)また、県・市町村のホームページ等で周知の協力を行います。

(運営) 地域貢献計画書を提出した設置者の方に、懇談会を運営していただきます。ご提出いただいた地域貢献計画書を配布の上、地域貢献活動の計画をご説明ください。また、参加者の質問等には誠意を持ってご回答願います。

(報告書の提出) 懇談会終了後、概ね2週間以内に、県(商業流通課)及び出店予定市町村(商業担当課)(周辺2km以内に他市町村が含まれる場合は、その市町村を含む。)に、**地域貢献懇談会結果報告書**(様式は県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>)からダウンロードしてお使いください。)を各1部提出してください。

地域貢献実施状況報告書の提出

地域貢献計画書をご提出いただいた設置者の方は、計画書に記載された地域貢献活動の実施状況を明らかにするため、毎事業年度の終了後1ヶ月以内に**地域貢献実施状況報告書**を提出してください。

(提出部数: 2部及びPDFデータ 提出先: 商業流通課)

地域貢献実施状況報告書の様式及び記載例は、県ホームページからダウンロードしてお使いください。

(ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>)

地域貢献実施状況報告書の内容は、提出いただいた後、速やかに県ホームページで公開されますので、ご了承願います。